

令和7年度血圧計導入促進助成金交付要綱

※予算額に達したため、申請期間等の変更あり (R8.1.20 通知済)

一般社団法人 栃木県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 一般社団法人栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）は、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる血圧計（以下「機器」という。）の導入を実施する会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象機器)

第2条 助成対象機器は、全ト協が定める別紙「血圧計導入促進助成対象機器一覧」に該当する機器とする。（中古品及びリース導入は除く）

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、新たに対象の機器を導入した会員事業者で中小企業者を対象とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
 - ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社
- 2 会員事業者とは、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者をいう。但し、新規加入した事業者については、入会后導入したものを対象とする。
 - 3 栃ト協会費等の未納がある場合は、その限りではない。

(助成額)

第4条 助成金の交付額は、血圧計1台につき取得価格（税抜き）の1/2（上限5万円）の額（千円未満切捨て）とする。

なお、取得価格は、血圧計本体価格（税抜き）であり、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない。

さらに、機器の取得価格が自動点呼機器等の導入費用に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該機器の販売会社へ、機器取得価格の分かる書類の発行を依頼するよう求めること。

また、国や他の団体等から補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

(対象期間)

第5条 令和7年4月1日(火)から~~令和8年2月28日(土)~~令和8年1月30日(金)までに機器を購入し、支払いが終了したものを対象とする。

- 2 期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金の請求手続き)

第6条 助成金の交付を請求する会員事業者は、別添「令和7年度血圧計導入促進助成金交付請求書」により、次の書類を添付し、栃ト協会長に対して請求をするものとする。

ア 請求書及び領収書等の写し（但し、割賦の場合は割賦契約書の写し。）

- イ 前項アの書類で機器の取得価額が不明な場合（自動点呼機器等の導入費用に含まれている等）は、機器の取得価格が分かる書類の写し
- ウ 直近の事業報告書の写し

（助成金交付）

第7条 栃ト協は、前条の交付請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、申請事業者に対して助成金を交付する。

（助成金の返還）

第8条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他栃ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（機器の処分制限）

第9条 事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して1年（全ト協認定機器は6年）を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、栃ト協が別にこれを定める。

（報告）

第11条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告をもとめることができる。

（免責）

第12条 本助成対象機器の使用により生じた被害や利用者同士の紛争等に対し、栃ト協は一切関与をしない。

（附則）

1. 本要綱は令和7年4月1日より適用する。